

村民憲章

- 一、健康で働き、豊かな村をつくりまします。
- 一、自然を愛し、住みよい村をつくりまします。
- 一、親切をつくし、明るい村をつくりまします。
- 一、教養をたかめ、文化の村をつくりまします。
- 一、きまわりを守り、平和な村をつくりまします。

くらしの情報
Information

役場各課・公共施設
電話番号

総務課	☎55-3111
住民課	☎55-3112
税務課	☎55-3113
出納室	☎55-3114
産業課	☎55-3115
地域整備課	☎55-3116
健康福祉課(保健センター)	☎55-3119
議会事務局	☎55-3558
教育課(教育委員会)	☎55-2969
中央公民館	☎55-2131
ひらたフィットクラブ	☎55-3206
地域福祉センター	☎55-3500
在宅介護支援センター	☎55-2690
屋内グートホール場	☎55-3737
学校給食センター	☎55-3600
農業構造改善センター	☎55-2019
林業研修会館	☎54-2057
カブアソシエイト管理事務所	☎55-3535
樹里庵	☎55-2400
ポケットパークひらた	☎55-3670
蓬田幼稚園	☎55-3170
永田幼稚園	☎55-3629
小平幼稚園	☎54-2087
西山幼稚園	☎54-2598
蓬田保育所	☎55-2107
小平保育所	☎54-2003

募集

平成18年度保育所
4月入所児募集

教育委員会教育課

村では、平成18年度4月からの保育入所児を募集します。
18年度より随時入所は行わず、4月と10月の年2回の入所募集になりますので、申込み忘れのないように注意してください。今回は4月からの入所児を募集しており、10月からの入所児募集については後日お知らせいたします。

◎保育所
蓬田保育所 定員90名
小平保育所 定員45名

①入所できる児童
満1歳(基準日4月1日現在で1歳に到達している)から小学校入学前までの児童で、保護者や同居の親族(祖父母など)が次のいずれかの事情によって家庭で保育できない場合
・昼間、家庭外で仕事をしている方(月20日以上、1日4時間以上働いていること)

・昼間、家庭内で家事以外の仕事(自営業、農業、内職など)をしている方(月20日以上、自営業・農業は5時間以上、内職は6時間以上働いていること)

・出産前後である方(産前2ヶ月、産後3ヶ月)

・病気または障害を持っている方

・長期にわたり、病人などの介護をしている方

・地震や水害など、災害の復旧にあたっていている方

※ 求職活動中の方でも入所できませんが、入所期間は求職活動に必要な期間(数ヶ月)とします。

※ 右記の勤務日数・勤務時間に満たない場合は入所することができません。

②申込に必要なもの
・入所申込書(印鑑は必ず押印してください)

・会社などに勤めている方は、平成17年分の源泉徴収票の写し、就労証明書

・自営業や農業の方は、平成17年度の

所得税申告書の写し(申告後に提出してください)、自営業証明(民生委員が証明)・農業従事証明(役場産業課で発行)

・課税状況調査に関する同意書

※ 各証明書と源泉徴収票(申告書)の写しは各家庭の父母・祖父母など同居の親族すべての方の証明が必要となります。

※ 申込書、証明書等はすべて教育委員会、または各保育所にあります。

③申込先
教育委員会、または蓬田保育所・小平保育所へ提出してください。

※ 申込書は証明書など全ての書類がそろってから(申告書の写しについては後から)提出してください。

④申込期限
平成18年2月10日(金)

平成18年度幼稚園入園児募集

教育委員会教育課

村では、幼稚園入園児を次のとおり募集します。

◎幼稚園
蓬田幼稚園 定員70名
永田幼稚園 定員35名
小平幼稚園 定員70名
西山幼稚園 定員35名

①入園対象児童
・5歳児(村内の全幼稚園)
平成12年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた幼児
・4歳児(永田・西山幼稚園)
平成13年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた幼児

②申込に必要なもの
・入園願書
・誓約書
(教育委員会、各幼稚園にあります)

③申込先
教育委員会、または蓬田・永田・小平・西山の各幼稚園へ提出してください。

④申込期限
平成18年1月31日(火)

保育所・幼稚園の申込について不明な点等ございましたら、教育委員会教育課(☎55-2969)までご連絡ください。

年金

成人おめでとうございます！
20歳になったら国民年金

郡山社会保険事務所

☎024-932-1348

成人式を迎えられる皆さんおめでとうございます。
若い皆さんに、「年金」といっても、「まだまだ先のこと」という感じでしょうか。
しかし、老後はだれにでも必ず訪れるものです。「人生80年時代」と言われる現代の日本では、20歳から60歳までの現役世代が、65歳以上の先輩たちの老後を支える世代間扶養を基礎とした「公的年金制度」が設けられています。

日本に住む20歳から60歳までの方は、必ず公的年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。20歳になった皆さんも、すでに厚生年金や共済年金に加入している方を除き、成人の責任として、国民年金への加入手続き

きを忘れずに行ってください。
なお、国民年金には、保険料の支払いが困難な場合に、申請により保険料が免除される制度や、学生や20代の方には保険料を後払いにできる納付特例(納付猶予等の制度)がありますので、希望される方はこの申請も忘れずに行ってください。

公的年金は、老後の保証だけでなく、万一の場合の障害や死亡に対する保証もしています。

社会を支える一員として、公的年金への加入、保険料納付、よろしくお願いたします。

税金

「須賀川税務署の
申告書作成会場」について

須賀川税務署総務課

☎0248-75-2194

須賀川税務署では、平成17年分確定申告書作成会場を、昨年同様「須賀川市産業会館」に開設することとしてお

平成17年分所得税の
主な税制改正について

須賀川税務署個人課税部門

☎0248-75-2205

◇社会保険料控除の改正
国民年金保険料等について社会保険料控除の適用を受ける場合、「国民年金保険料等の支払いを証する書類」を、確定申告書を提出する際に添付又は提

示することとされました。

◇公的年金等控除の改正
公的年金等控除額のうち、年齢65歳以上の方に対して上乗せして適用される部分が廃止されました。
なお、最低控除額70万円については年齢65歳以上の方について50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられました。

◇老年者控除の廃止
老年者控除(50万円)については、平成17年分から廃止されました。
※ 詳細については、須賀川税務署個人課税部門(☎0248-75-2205)にお尋ねください。

火災・救急事故発生状況

(11月末日現在)

火災	0件(±0)
救急	20件(+8)

()は前月比

平成17年度全国防火標語
=あなたです火のあるくらしの見り役=

平田村行政区別
無火災記録表

(平成17年12月21日現在)

行政区	無火災記録
永田	538日
小松原	2,370日
下蓬田	1,404日
打違内	1,013日
乙空釜	640日
上蓬田	551日
蓬田新田	2,581日
九生滝	6,579日
鶴子	517日
小平	9日
西山1	2,990日
西山2	1,304日
東山	996日
上北方	135日
下北方	340日
駒形	2,814日
中倉1	519日
中倉2	1,026日

“新エネルギー”には、
このような種類があります。

◎クリーンエネルギー自動車◎



石油代替えエネルギーを利用したり、ガソリン消費量を削減したりすることで、排出ガスを全く排出しない、または排出してもその量が少ない車を「クリーンエネルギー自動車」といいます。

電気自動車、ハイブリット自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車の4種類があります。

村では、現在4台のハイブリット自動車を導入しています。